五　「トレンチ処分」とは、地上又は地表から深さ七十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（前号イ及びロの方法を除く。）により最終的に処分することをいう。

［六～十一　略］

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　法第五十一条の二第三項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ～ト　略］

三　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。

［イ・ロ　略］

四　法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五　法第五十一条の二第三項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

［2・3　略］

（変更の許可の申請）

第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二　［略］

［2・3　略］

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　中深度処分を行う場合

［イ～ハ　略］

［二・三　略］

［2・3　略］

五　「トレンチ処分」とは、地上又は地表から深さ五十メートル未満の地下に設置された廃棄物埋設地において別表第二の上欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えない放射性廃棄物を埋設の方法（前号イ及びロの方法を除く。）により最終的に処分することをいう。

［六～十一　同上］

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　法第五十一条の二第二項の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ～ト　同上］

三　法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法については、次の区分によつて記載すること。

［イ・ロ　同上］

四　法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

五　法第五十一条の二第二項第六号の廃棄物埋設施設の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

［2・3　同上］

（変更の許可の申請）

第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては前条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては前条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第二項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二　［同上］

［2・3　同上］

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第八条　法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　余裕深度処分を行う場合

［イ～ハ　同上］

［二・三　同上］

［2・3　同上］